

福岡県立学校授業料等減免事務取扱要綱

第 一

この県の教育委員会立学校授業料等減免事務取扱要綱の必要事項を定めることにより、別記のとおり、昭和三十七年福

第 二

ある減免の認定に当たっては、その規定による生活者の委員会の特別事情に支那の必要が

第 三

支給を受けるに保つて、高等学級の就学支費の

第 四

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 五

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 六

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 七

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 八

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 九

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

第 十

給支に關する法律で成る者及び高等学級の就学支費の

8 生活に困窮している者、
生徒の支給を受けられる者、
経済的理由から授業料等の減免が必要と認められない生徒で、

第三 規 則 第二 条 各 号 の 規 定 に 該 当 する 者 に つ い て は、授 業 料 等 免 除 する 各 号 の 規 定 に 該 当 する 者 に つ い て は、授 業

第四 消 費 税 申 請 規 則 第 五 条 の 規 定 に よ り、直 ち の 取 止 め、又 は 取

第五 授 業 料 等 減 免 課 程 変 更 届 受 け 教 育 委 員 会 課 程 申 請 した も

第六 免 費 書 類 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第七 願 望 書 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第八 協 議 した ば、特 別 の 事 業 費 等 支 給 受 け 実 施 の 支 給 規 定 等

第九 保 護 者 等 の 特 別 の 事 業 費 等 支 給 受 け 実 施 の 支 給 規 定 等

第十 高 等 学 校 等 学 費 支 給 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十一 証 明 書 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十二 社 員 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十三 教 育 委 員 会 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十四 若 干 の 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十五 長 官 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十六 額 外 費 用 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十七 金 額 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十八 該 当 機 構 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第十九 要 項 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十 状 態 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十一 第七 号 以 下 の 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十二 証 明 書 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十三 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十四 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十五 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十六 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十七 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十八 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第二十九 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十一 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十二 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十三 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十四 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十五 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十六 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十七 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十八 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第三十九 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第四十 規 定 等 添 付 規 則 第 三 条 第 一 項 第 二 号 以 上 の 規 定 に 基 づ き、

第七前月までに生じた場合に規定は、減免の事由が入学の月

附則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

児童数（A）	支給対象
一人	二八、四〇〇円以上
二人	三六、二五〇円以上
三人	四〇、九六〇円以上
四人以上	四〇、九六〇円以上、七一〇× (A 三) ~ 円以上